

鳥取市届出保育施設等利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市届出保育施設等利用料補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けている保育施設（以下「認可保育施設」という。）の入所基準を満たすにもかかわらず、認可保育施設に入所できないため、同項の認可を受けていない施設（以下「届出保育施設等」という。）に児童を通園させている保護者に対し、当該届出保育施設等の利用料の一部を補助することにより、その経済的負担を軽減することを目的として交付する。

(対象施設)

第3条 本補助金の対象となる届出保育施設等（以下「対象施設」という。）は、市内に所在する児童福祉法第59条の2の規定により届出をしているものその他同条の規定にはよらないが同条第1項に掲げる事項を鳥取市長に届け出ているものが、本補助金の交付を受けようとする年度の前年度に同項に規定する市の立入調査を受け、その結果施設の管理及び運営に関して文書による指摘を受けなかったもの又は指摘を受けた内容の改善がその後において図られたことが確認できるものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象施設に通園している児童（以下「対象児童」という。）の保護者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、対象児童が子ども・子育て支援法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもであるものを除く。

- (1) 対象児童及びその保護者が本市に住所を有すること。
- (2) 認可保育施設に入所することができる資格の要件を満たしている者であること。ただし、当該資格のうち求職中である者を除く。
- (3) 本市の認可保育施設への入所を希望しているが、入所に関する調整の結果当該施設への入所がかなわず、対象施設に入所をした者であること。
- (4) 対象児童が対象施設に継続して1月以上保育されていること。ただし、認可保育施設の入所が可能となり、対象施設を退所する場合は、保育期間が1月未満であっても対象とする。
- (5) 対象施設の施設利用料の滞納がない者であること。

(補助金額)

第5条 本補助金は、補助対象者が対象施設に支払った施設利用料の額と、対象児童を認可保育施設で保育を行ったものとして鳥取市保育所徴収金規則（平成10年鳥取市規則第29号）の規定により算定した保育料の額に0.8を乗じて得た額との差額に、支給対象月数を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

2 前項の支給対象月数は、4月から翌年3月までの間において対象施設に対象児童が通園して

いた期間であって前条第1号から第3号までの要件をいずれも満たしていた月（月の途中に入退所する場合の当該月を含む。以下「支給対象月」という。）の数の合計とし、同一の対象児童につき通算して12月を限度とする。

（交付申請）

第6条 本補助金の交付申請書提出期限は、次の表に掲げる支給対象月の区分に応じ、同表に定めるところによる。

期	支給対象月	交付申請書提出期限
第1期	4月から7月まで	8月15日
第2期	8月から11月まで	12月15日
第3期	12月から翌年3月まで	4月10日

2 対象児童が対象施設を途中退所した場合の交付申請は、退所日の翌月15日までとする。

（交付申請の添付書類）

第7条 規則第4条に定める交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第1号及び第4号に掲げる書類にあつては、最初の申請時に添付されれば、以後の添付は不要とする。

- (1) 保育所入所不承諾通知書
- (2) 対象児童等に関する申告書（様式第1号）
- (3) 証明書（様式第2号）
- (4) 承諾書（様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（変更届の提出）

第8条 補助対象者は、自ら及びその家族の勤務その他の状況が、認可保育施設の入所申込みの際に提出していた書類の内容と異なることとなった場合は、速やかに本市に変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（着手届の提出）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第11条 本補助金は、規則第12条ただし書に規定する補助事業等とする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

対象児童等に関する申告書

氏名		続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校・保育所等
	フリガナ	本人	生 年 月 日	男・女	
対象児童					
対象児童の世帯員		父	生 年 月 日	男	
		母	生 年 月 日	女	
			生 年 月 日	男・女	
			生 年 月 日	男・女	
			生 年 月 日	男・女	
			生 年 月 日	男・女	
入所届出保育施設等名					生活保護適用 あり ・ なし
入所届出保育施設等 入所年月日			年 月 日		
入所届出保育施設等 退所年月日			年 月 日		
届出保育施設等利用料月額			円		
届出保育施設等利用料支払額			円		

備考 対象児童1人につき1枚作成してください。

証 明 書

年 月 日

保護者 様

届出保育施設等施設長

年度に入所している児童について、下記のとおり証明します。

入所児童氏名	
住 所	鳥取市
入所年月日	年 月 日
退所年月日	年 月 日
入所申込期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施設利用料	月額 円
施設利用料 支払状況	月分~ 月分 円(未納額 あり・なし)
備 考	

備考 入所児童1人につき1枚作成してください。

承 諾 書

年 月 日

鳥取市長 様

児童氏名 _____ についての鳥取市届出保育施設等利用料補助金の補助対象者の要件の確認及び補助金の額の算定に当たり、市長が次のことを行うことを承諾します。

- (1) 世帯全員の課税台帳を閲覧し、課税状況の確認を行うこと。
- (2) 届出保育施設等への利用料の支払状況の確認を行うこと。

承諾者氏名	氏 名 印 (父)	氏 名 印 (母)
年1月1日の住所		
年1月1日の住所		

※両親の印は別印で押してください。自署の場合、押印を省略することができます。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

変 更 届 出 書

鳥 取 市 長 様

届 出 者 住 所
(保護者)
氏 名

下記のとおり入所申込書記載事項に変更がありましたので届けます。

記

児 童 名	
変 更 内 容	
変更年月日	年 月 日